

平成 29 年度市・県民税の税制改正等について(お知らせ)

給与所得控除の見直し(上限額の引き下げ)

平成 26 年度税制改正において、給与所得控除の見直しがされ、給与所得控除の上限が適用される給与収入 1,500 万円(控除額 245 万円)を「平成 28 年分は 1,200 万円(控除額 230 万円)に引き下げる」こととされました。

適用年度	平成 26 年度～平成 28 年度	平成 29 年度(平成 28 年分)
上限額が適用される給与収入	1,500 万円	1,200 万円
給与所得控除の上限額	245 万円	230 万円

日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等の義務化

所得税の確定申告や個人住民税の申告において、日本国内に住所を有しない親族に係る扶養控除等の適用を受ける人は、申告の際に**親族関係書類及び送金関係書類**を添付、又は提示しなければならないこととされました。(これらの書類が外国語で作成されている場合には、その和訳文を含みます。)

国外居住親族に係る扶養控除等の適用について(国税庁ホームページ)

<https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/kokugai/index.htm>

金融所得課税の一体化

これまで公社債等については、利子・譲渡・償還によって課税の仕組みが異なっていましたが、平成 25 年度税制改正等において、税負担に左右されずに金融商品を選択できるよう、異なる税率等の課税方式の均衡化を進める観点から、株式等の課税方式と同一化することとされました。

また、特定公社債等の利子及び譲渡損益並びに上場株式等の金融商品間の損益通算範囲を拡大し、3年間の繰越控除ができることとされました。

個人の方が上場株式等を保有・譲渡した場合の金融・証券税制について(国税庁ホームページ)

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/syoken-zeisei.pdf>